

令和8年5月19日

地域生活支援事業契約事業者 各位

山添村住民福祉課

地域生活支援事業請求書の提出期限について（お願い）

平素は、本村障害福祉行政の推進につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、地域生活支援事業に係る請求書につきましては、事務処理及び支払手続の円滑化を図るため、提出期限を下記のとおり統一させていただきます。

つきましては、期限内の提出にご協力いただきますようお願いいたします。

記

1. 対象事業

山添村地域生活支援事業実施要綱に定める次の事業とします。

- (1) 相談支援事業
- (2) コミュニケーション支援事業
- (3) 日常生活用具給付等事業
- (4) 移動支援事業
- (5) 地域活動支援センター事業
(障害者デイサービス事業及び小規模作業所事業をいう。以下同じ。)
- (6) 日中一時支援事業
- (7) 訪問入浴サービス事業
- (8) 更生訓練費給付事業
- (9) 社会参加促進事業

2. 提出期限

サービス提供月の翌月10日まで

(10日が閉庁日の場合は、その直前の開庁日)

※郵送の場合は、翌月10日必着でお願いいたします。

3. 提出先

山添村住民福祉課

4. 提出書類

- ・地域生活支援事業請求書
- ・実績記録票等の必要書類

5. その他

提出が遅れた場合、支払時期が翌月以降となりますので、あらかじめご了承ください。

〒630-2344

奈良県山辺郡山添村大字大西151番地

山添村役場住民福祉課（西尾）

TEL：0743-85-0045

FAX：0743-85-0472